

# オンラインで請求した登記事項証明書等を 法務局証明サービスセンターで受け取ることができます。

平成26年6月23日から、自宅や事務所からオンラインにより請求した登記事項証明書及び会社・法人の印鑑証明書（**地図・図面の写しを除く**）を水戸地方法務局笠間法務局証明サービスセンター又はひたちなか法務局証明サービスセンターにおいて受け取ることができるサービスを実施します。

あらかじめオンラインにより請求しておくことで、

- ①書面による請求よりも手数料が安く、
- ②最寄りの窓口で、
- ③証明書発行請求機を操作することなく、証明書の受取ができます。

## メリット①

オンライン請求（窓口受取）の手数料が適用されるので、窓口での請求よりも手数料が安くなります。登記事項証明書なら、**1通600円が、480円に！**

- ①オンラインにより、「受取場所情報」欄において「**笠間法務局証明サービスセンター**」又は「**ひたちなか法務局証明サービスセンター**」を選択して請求



自宅や事務所

- ②笠間証明サービスセンター  
ひたちなか証明サービスセンターの  
窓口で受取

水戸地方法務局  
（請求先登記所）



笠間証明サービスセンター  
ひたちなか証明サービスセンター



## メリット②

水戸地方法務局までおいでいただく必要がありません（郵送に要する時間もなくなります。）。)

## メリット③

証明書発行請求機の**操作が不要**

## 手続は簡単！

オンライン請求の交付情報入力画面において、「**交付方法**」を「**窓口受取**」とし、「**受取場所情報**」欄において、受取場所として、「**笠間法務局証明サービスセンター**」又は「**ひたちなか法務局証明サービスセンター**」を選択するだけです。

- 証明書の受取には、事前に電子納付により手数料が納付されている必要があります、**窓口では、手数料の納付はできません。**
- 登記事項証明書等の受領の際には、①受け取る方の氏名及び住所、②申請番号、③請求した証明書の合計通数を確認させていただきます。そのため、請求後に通知される画面をプリントアウトして持参いただくことをおすすめします。
- 会社・法人の印鑑証明書の受領に当たっては、上記①～③の情報に加えて、**印鑑カードを提示**していただく必要があります。印鑑カードの提示がない場合は、証明書を交付することができませんので、御注意願います。

利用方法や取扱証明書等の詳細については、以下のホームページを御覧ください。

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00026.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00026.html)

お問合せ先 水戸地方法務局不動産登記部門029-227-9922